

○大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程

平成20年1月10日

訓令第2号

改正 平成28年3月22日訓令第1号

令和3年1月19日訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、大津町が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 共同企業体に発注することができる工事等（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 競争入札による工事
- (2) 町内業者の受注確保及び施工管理技術修得等を考慮すべき工事
- (3) その他町長が特に必要と認める工事

(業務委託等への適用)

第3条 前条の規定を業務委託等に適用する場合は、前条及び次条以下の規定を準用する。

(構成員の数等)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは構成員の数を増員することができる。

2 共同企業体の運営形態は甲型または乙型とする

- (1) 甲型（共同施工方式） 全構成員が各々あらかじめ定められた出資の割合に応じた資金、人員、機械等を拠出し、一体となつて工事を施工する方式
- (2) 乙型（分担施工方式） 各構成員間で企業体の請け負った工事をあらかじめ工区または工種に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持つて施工する方式

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 大津町競争契約入札心得（平成9年告示第27号）第2条に定める申請書を提出

し、かつ、入札参加資格者名簿に登載された業者の組合せであること。

(2) 前号の他、町長が特に必要と認める条件がある場合は、その条件を満たす組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 共同企業体の構成員は、対象工事に必要とする条件を満たしている者であること。

2 前項の条件は、予め入札説明書等に記載するものとする。

(出資比率)

第7条 甲型(共同施工方式)共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は20パーセントとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、出資比率の最小限度基準を増加することができる。

2 乙型(分担施工方式)共同企業体の構成員の分担金額は、当該特定共同企業体の運営委員会で定めた額とする。

(代表者の要件)

第8条 甲型(共同施工方式)共同企業体の代表者は、構成員のうちで経営力及び技術力が最も高く、かつ、出資比率が最大である者でなければならない。

2 乙型(分担施工方式)共同企業体の代表者は、町長が指定した許可業種の者とする。

(対象工事の指定)

第9条 対象工事は、町長が工事の規模及び特性等を勘案して指定する。

(結成方法)

第10条 共同企業体の結成方法は、町が特に指定しない場合は自主結成とする。

(入札資格の申請)

第11条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、その一部を省略することができる。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)

(2) 甲型共同企業体協定書の写し(別記第2号様式)

(3) 乙型共同企業体協定書の写し(別記第3号様式)

(4) 使用印鑑届(別記第4号様式)

(5) その他町長が定める書類

(資格認定)

第12条 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類等を審査のうえ行うものとする。

(存続期間)

第13条 共同企業体は、当該工事の竣工後残務整理等に必要な期間として6か月以上存続させなければならない。

(編成表の提出)

第14条 契約を締結した共同企業体は、契約の日から5日以内に別記第5号様式を参考に共同企業体編成表を町長に提出するものとする。同編成表の記載内容に変更を生じた場合は、速やかに変更後の共同企業体編成表を提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月10日から施行する。

附 則（平成28年3月22日訓令第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月19日訓令第3号）

この訓令は、令和3年1月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記第1号様式

建設工事(業務委託)入札参加資格審査申請書

年 月 日

大津町長 様

申請者 共同企業体の名称

所在地

代表者 商号又は名称

代表者

㊟

所在地

構成員 商号又は名称

代表者

㊟

所在地

構成員 商号又は名称

代表者

㊟

所在地

構成員 商号又は名称

代表者

㊟

今般、連帯責任によつて請負工事(業務)の共同施工を行なうため、○○○○○○○○○○
○○○○○○

を代表者とする○○○○○○○○○○○○○○建設工事(業務委託)共同企業体を結成したので、大津町発注の次の工事(業務)の入札に参加したく、共同企業体協定書(写)を添えて入札参加資格の審査を申請します。

工事(業務)番号

工事(業務)名

なお、この建設工事(業務委託)入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

業 態 カ ー ド												
1 共同企業体の名称				2 代表者名称 及び氏名								
3 共同企業体事務所の所在地				〒 電話番号 ()								
4 構 成 員 の 内 容				経営事項審査結果								
許可番号 年 月 日	営業所所在地	商号又は名称 代表者氏名	出資 割合 (%)	建設工事の種類別年 間平均完成工事高		経営規模 自己資本 額(千円)	技術職員数			営業 年数	総合 評点 P	格 付
				種類	金額(千円)		1 級	2 級	その 他			
() 第 . . 号												
() 第 . . 号												
() 第 . . 号												
5 入札見積及び契約に基づく行為に 使用する印鑑		備 考	1 構成員の決算期									

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇〇〇とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工(業務完了)の都度当該工事(業務)について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事(業務)途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事(業務委託)を完成(完了)する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事(業務)途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事(業務委託)を完成(完了)する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事(業務)途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事(業務)途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事(業務)途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、建設工事(業務委託)につき瑕疵があつたときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇〇〇建設工事(業務委託)共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇〇〇会社
代表 〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇会社
代表 〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇会社
代表 〇 〇 〇 〇 印

別記第3号様式

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 大津町発注に係る〇〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を次の所在地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後6ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇工事	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇工事	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇工事	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

2 前項に規定する分担工事の価格(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇〇〇とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇〇〇〇〇

代表 〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇〇〇

代表 ○ ○ ○ ○ 印

○○○○○○

代表 ○ ○ ○ ○ 印

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

大津町発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税及び地方消費税分を含む）

〇〇〇〇工事	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇工事	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇工事	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇 印

別記第4号様式

使 用 印 鑑 届

使用印	実 印

上記の印鑑を、入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

年 月 日

共同企業体の名称

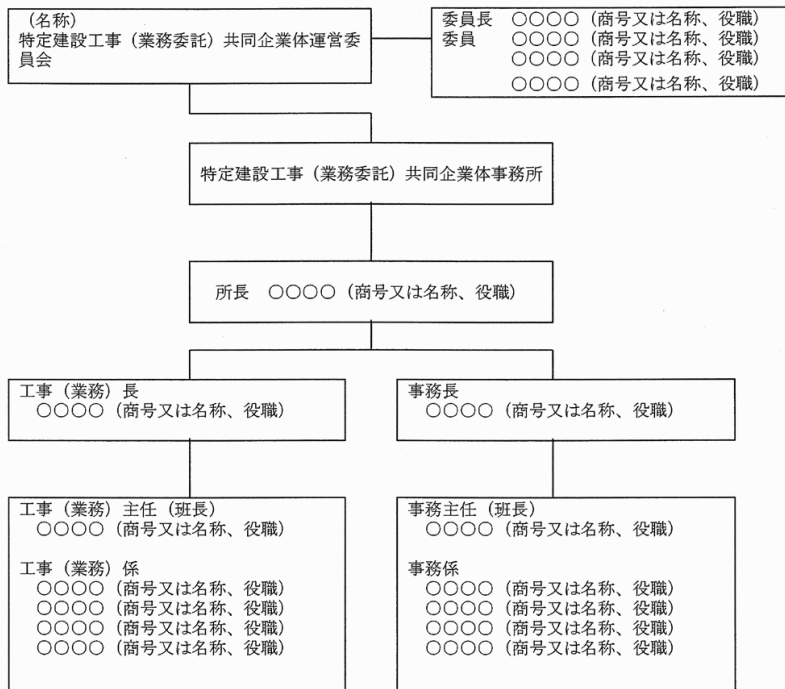
所在地
代表者 商号又は名称
代表者

㊦

(注意)

- ※ 実印は、代表者の法人登記印鑑を押印し印鑑証明書を添付すること。
- ※ 使用印鑑は、代表者を表す印鑑とすること。

特定建設工事(業務委託)共同企業体編成表



別記第 1 号様式

別記第 2 号様式

別記第 3 号様式

別記第 4 号様式

別記第 5 号様式